

9/8～ 同和問題（部落差別）

今週は、同和問題、いわゆる部落差別について考えてみましょう。

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の中で差別を受けたりする、我が国固有の人権問題です。

2016年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布・施行されました。

この法律が施行された背景には、部落差別がいまだに解消に至っていないという現実があります。残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査が行われて差別を受けたり、就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をされたといった事案のほか、インターネット上で“特定の地域が同和地区である、または同和地区であった”と書き込みなどをする「識別情報の摘示」という行為が問題となっています。法務省が公開しているインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件のうち、「識別情報の摘示」で新規救済手続を開始した件数を見ますと、平成30年では44件だったものが、令和6年では475件と約10倍になっています。

もし、家族の結婚相手の住まいが、同和地区と言われていた所であったとして、これを理由に結婚を反対されたとしたら、わたしたちはどのように行動できるでしょうか。インターネット上で部落差別に関する差別的な書き込みを発見した時どうすればよいのでしょうか。様々な場面で部落差別に直面した時、正しい判断はできるのでしょうか。

丹波市では、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をされている方に対して、証明書を交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止につながりますので、丹波市役所本庁・各支所にてご登録をお願いします。

また、部落差別に関連するテーマの人権学習DVDの貸出も行っているほか、様々なセミナーや講座などを実施していますので、ぜひご参加ください。

差別をなくすためには、あらゆる機会を通じて正しい知識を学び、身につけていくことが大切です。自分にも関係がある問題として部落差別と向き合い、解決のための歩みを一緒に進めていきましょう。